風致地区内行為完了(廃止)届の添付書類について

風致地区内許可行為を完了し、又は廃止したときは、**「風致地区内行為完了(廃止)届」**を市長に速やかに提出してください。

完了届には次の書類を添付してください。

行為の種類	添付書類(重複する書類等は省略できます)
建築物の建築等	・完成図(軽微な変更があった場合)
	・植栽等の写真(植込本数と樹高、植込場所のわかるもの)
	・建築物等の全体写真(形態・色彩のわかるもの)、
	・検査済証の写し(建築基準法)
宅地の造成等	・完成図(軽微な変更があった場合)
	・植栽の写真(植込本数と樹高、植込場所のわかるもの)
	・造成地の全体写真
	・検査済証の写し(開発行為、宅地造成等規制法の対象の場合)
工作物の新築等	・完成図(軽微な変更があった場合)
	・工作物等の写真(形態・意匠のわかるもの)
	・植栽等の写真(擁壁の意匠として必要な場合)
	・検査済証の写し(開発行為、宅地造成等規制法、建築基準法の対象の場合)
木竹の伐採	・完了図(軽微な変更があった場合)、
	・伐採後の写真及び補植した樹木の写真(植込本数と樹高、植込場所のわかるもの)